

農業用施設・農家住宅

農地転用許可申請書 添付書類

書類の名称		必要部数	備考
1	許可申請書	第4条	3 権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	4 権利の設定・移転を伴うもの
2	住民票の謄本	2	第5条の場合は、当事者双方のもの（1部はコピー可）
3	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 （1部はコピー可） ※インターネットのものは不可
4	図面 ①位置図（2万分の1） ②案内図 ③公図（原本） ④配置図 ⑤平面図 ⑥立面図 ⑦土地造成図	2	行田市都市計画図
		2	略図又は住宅地図のコピー
		2	さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
		2	転用後の利用配置計画
		2	建築物、工作物等
		2	〃
		2	平面図及び横断面図
5	現況写真	1	撮影方向がわかる資料を添付すること。
6	理由書	2	詳細、明確に記入すること。
7	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの裏付書類を添付すること。
8	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
9	農家証明書	2	
10	農業用倉庫（作業所）の建設に係る資料（農業用倉庫、作業所の場合）	2	
11	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円
12	誓約書（実印）	2	印鑑証明書を添付すること。 （1部コピー可）
13	委任状（申請手続等を代理人が行う場合）	2	（1部コピー可）
<p>その他参考資料</p> <p>※ 追認の場合は、昭和45年時の航空写真と公図の重ね合わせ図を添付してください。</p> <p>※ 敷地拡張の場合は、一体利用している土地の謄本（コピー可）を添付してください。</p>			

* 申請書の受付は、**毎月10日**が締切りです。

* 開発行為を伴うものについては、開発行為許可申請書を建築開発課へ同時提出してください。

* 住民票の謄本、土地の登記簿の謄本、公図及び印鑑証明書は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。